

## 那商委第 26 号 静峰ふるさと公園イルミネーション設営等業務委託仕様書

### 1 業務名

那商委第 26 号 静峰ふるさと公園イルミネーション設営等業務委託

### 2 事業目的

- (1) 静峰ふるさと公園の認知度向上と魅力発信を図る。
- (2) 来場者数が落ち込む冬季における静峰ふるさと公園の利活用の促進を図る。

### 3 委託期間

契約締結の翌日から令和8年1月16日(金)まで

### 4 委託期間

#### (1) 設置期間

令和7年10月20日(月)から12月5日(金)までの期間中、午前9時から午後5時までに行うこと。

※変更が必要な場合は、別途協議の上決定する。

#### (2) 点灯期間

令和7年12月6日(土)から令和7年12月25日(木)までとする。

※変更が必要な場合は、別途協議の上決定する。

#### (3) 撤去期間

点灯期間終了後、令和8年1月16日(金)までに撤去を完了すること。

※変更が必要な場合は、別途協議の上決定する。

### 5 点灯時間

午後4時30分から午後8時までとする。

※変更が必要な場合は、別途協議の上決定する。

### 6 実施場所及び施工対象範囲・施工可能範囲

静峰ふるさと公園(別添「施工対象範囲図面」のとおり)

### 7 委託業務内容

#### (1) イルミネーション設置内容のデザイン及び設計

ア 静峰ふるさと公園に適したテーマ・コンセプトを設定し、独創性を持ったデザインとすること。

イ 来場者の SNS 等での発信につながる写真スポット等を設けること。

ウ 点灯期間中、園内 BGM を放送すること。また、使用する BGM については、著作権の侵害がないものを使用すること。なお、BGM の使用にあたり著作権使用料等が発生した場合、使用料は受託者が負担すること。

BGMを放送する際の設備は、公園内既設の音響設備又は受託者が設置するも

のを使用すること。

- エ 点灯期間初日の点灯式等における一斉点灯等の演出を考慮した設計を行うこと。また、点灯期間中の土曜日、日曜日及びクリスマス期間については、BGMと連動したものなど、平日と異なる演出を施すこと。
- オ デザインに基づく配置図、立面図、企画書等を作成すること。また、広報物への使用を考慮したイメージ画像等を令和7年10月10日(金)までに提出すること。

## (2)イルミネーションの設置

- ア 企画書に基づきイルミネーションを設置すること。また、イルミネーション設置にあたっては、危険と思われる箇所、特に段差や排水用の溝等を考慮し、状況に応じて立ち入り禁止箇所を設けるなど、十分な安全対策を講じた上で設置すること。
- イ 設置期間中は、一般来園者及び公園管理車両の往来に注意し、十分な安全策を講じて作業を行うこと。また、施工対象範囲の園路封鎖を行う場合には、同時に封鎖する範囲を必要最小限とすること。
- ウ 静峰ふるさと公園の既設の設備・躯体等に原状復帰不能な方法で取り付けを行う場合、必ず発注者との事前協議を行うこと。
- エ 施行工事は、受託者側で行い、工事に伴う公園内通行の際及び部材の運搬に、公用車の使用及び管理人を使役しないこと。
- オ 設置の際の不要物は、受託者側が分別、運搬、処分をすること。
- カ 電球・電源機器及び装飾は、受託者の負担において調達を行い、品名、規格及び仕様、数量、球数等をまとめた一覧表を作成すること。なお、調達の方法は購入、リース等のいずれも可とする。ただし、購入の場合、所有権は発注者に帰属するものとする。また、発注者の保有する機器等については、原則として使用すること。(別添「保有機器一覧」のとおり)

## (3)イルミネーション点灯期間中の維持管理

- ア 点灯期間中におけるイルミネーション設備等の維持管理を行うこと。
- イ 点灯期間中、不具合、破損等が発生した場合、必要な人員体制を取り、速やかに補修、修繕を行うこと。
- ウ 漏電による停電防止のため、水上ステージのイルミネーションのコードが水上ステージに接しない等の対策を講じること。

## (4)イルミネーションの撤去、収納

- ア 点灯期間終了後、本事業で取り付けたすべての設備を撤去し、原状復帰作業を行うこと。ただし、(2)ウにより、発注者との事前協議を行ったものは、この限りではない。
- イ 撤去の不要物は、受託者側が分別、運搬、処分をすること。
- ウ その他、撤去、収納について本仕様書に記載のない事項が発生した場合、発注者と受託者双方協議の上、決定すること。

## 8 委託業務実施に係る件

### (1)デザインの作成にあたっては、著作権等の侵害がないことを十分に確認すること。

なお、本事業におけるデザイン等に関する著作権及びその他の知的財産権はすべて

発注者に帰属するものとする。

- (2) 来園者等が設置物に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止策を考慮すること。
- (3) 植物への施工、取り付けに際しては、損傷を与えないよう十分配慮すること。
- (4) 設置物の脱落・落下、倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置すること。
- (5) 点灯時間はデジタルタイマーで管理し、自動で点け消しされる機構とすること。ただし、予め定める点灯時刻以外にも、手動で一斉に点け消しが可能な機構を含むこと。
- (6) イルミネーションの設置、点灯に係る関係機関との協議、調整は、発注者が行うこととするが、必要に応じて資料の作成や助言を行うこと。

## 9 成果品

業務完了後、実績報告書及び本事業の記録写真をまとめ、以下のとおり成果品として提出すること。

- (1) 紙製本のもの 1部
- (2) 電子データのもの(DVD-R 等) 1部
- (3) 帰属品一覧表

## 10 その他

本事業の契約締結後に契約内容を変更する場合は、発注者と受託者双方協議の上、決定する。

以上

別添

## 保有機器一覧

| N<br>o | 内容                                 | 数量   | 単位 |
|--------|------------------------------------|------|----|
| 1      | LED スtringス(シャンパンゴールド)             | 136  | 本  |
| 2      | LED スtringス(メイプルゴールド)              | 54   | 本  |
| 3      | 特注アンサンブル LED スtringス(シャンパン/メイプル)   | 35   | 本  |
| 4      | 同上用パワーコード                          | 26   | 本  |
| 5      | LED スtringス用目隠しキャップ                | 600  | 個  |
| 6      | 特注ひまわりの花ライト                        | 40   | 灯  |
| 7      | ランタン(レセップ球コードアッセンブル 5 灯ライン/4 灯ライン) | 各 1  | 本  |
| 8      | 同上用アンドンシェード・スタンド                   | 10   | 台  |
| 9      | 同上用電球                              | 10   | 灯  |
| 10     | アンティークランタン                         | 45   | 台  |
| 11     | 同上用電球コード(レセップ球コードアッセンブル 5 灯ライン)    | 8    | 本  |
| 12     | 同上用電球コード(レセップ球コードアッセンブル 4 灯ライン)    | 1    | 本  |
| 13     | 同上用電球                              | 45   | 灯  |
| 14     | ランタン用電球コード(レセップ球コードアッセンブル 2 灯ライン)  | 1    | 本  |
| 15     | ポールスタンド・イノポール材                     | 45   | 本  |
| 16     | 光の花シェード                            | 1050 | 枚  |
| 17     | 同上用ポール                             | 1050 | 本  |
| 18     | 同上用ブロック                            | 530  | 台  |
| 19     | シンボルオブジェ                           | 1    | 式  |
| 20     | 同上用スチール架台                          | 1    | 台  |
| 21     | ガードスタンド                            | 27   | 台  |
| 22     | 同上用ロープ                             | 1    | 巻  |